

手話について知っていますか？



手話とは

手話は、ろう者の方がコミュニケーションや思考に用いる「ことば」であり、ろう者の方の「第一言語」です。

音声言語と異なり、手指の表現や身振り動作を総合した視覚言語であり、いくつかの手指や身体の動作（手話単位）により、文脈が成り立ちます。日本語を、音声ではなく手指や表情で表現していると思われがちですが、日本語の構成や法則には必ずしも則っておらず、独自の語彙や文法体系を持っている、日本語とは異なる言語です。

また、音声言語は約5万年前に発生し、それを表す文字には約5千年の歴史があるとされているのに対し、日本の手話は、140年ほど前に成立した大変新しい言語です。

さらに、世界各国でそれぞれ異なる語彙や文法体系を持っているさまざまな手話があります。

ろう者とは

耳が聞こえない方のうち、手話を「第一言語」として、手話をコミュニケーション手段として用いて、日常生活を送る方をいいます。

京都市と手話

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが結成され、昭和44年（1969年）にろうあ者の福祉施設として京都ろうあセンターが創設される一方、京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできました。

手話の歴史

明治11年（1878年）に聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地から耳が聞こえない子どもたちが集まり、この集団の中で、日本の手話は成立しました。

ところが、海外から口の形を読み取り、発音して話をする「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されてしまいました。そのため社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史がありました。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間でひそかに用いられ、大切に守られてきました。

その後、手話を通じて言語に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進みました。

そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、手話が言語であることが明記されると、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるなど、我が国の法律でも言語として位置付けられるに至りました。

この条例の制定趣旨・特色です。



- ① 京都市，市民，事業者が理念を共有し，共に取り組むことで，手話への理解と豊かな共生社会の実現への機運を高めるといった，事業者を含めた，市民ぐるみの運動を志向しています。
- ② 国際観光都市であり，世界文化自由都市宣言を掲げる京都市において，観光客の方をはじめとする来訪者の方が自由に交流することができるよう，手話が言語として位置付けられたことを踏まえ，具体的な取組を通じて，おもてなし環境としての精神的な風土づくりを行っていきます。
- ③ 他の障害者施策との整合を図りながら取り組み，コミュニケーションの分野などをはじめとする障害者施策を全体として進めることにより，ノーマライゼーションの一層の推進を図ります。
- ④ 施策の推進に当たっては，当事者である手話を必要とする方やその関係者に寄り添い，それらの意見を踏まえて取り組みます。
- ⑤ 未来の担い手である児童・生徒を対象とした取組を進めることで，手話への理解と普及の加速化を図ります。

京都市手話がつなく豊かな共生社会を目指す条例（案）の構成

前 文（P. 4～5）

第1条	目的（P. 5）	第2条	基本理念（P. 5）
第3条	本市の責務（P. 6）	第4条	市民の役割（P. 6）
第5条	事業者の役割（P. 6）	第6条	観光旅行者その他の滞在者への対応（P. 7）
第7条	施策の推進方針（P. 7）	第8条	推進方針等についての協議の場（P. 8）
第9条	学校における理解の促進等（P. 8）	第10条	財政上の措置（P. 8）
第11条	委任（P. 8）		

附 則（P. 8）

ここから、この条例（案）の説明です。



前 文

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。そのため社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間でひそかに用いられ、大切に守られてきた。

そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話を必要とする全ての人々が容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが設立される一方、京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

【説明】

前文では、京都で日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設され、ここに集まったろう者の中で手話が成立したこと、一時は手話の使用が禁止されながらも、ろう者の中で大切に守られてきたこと、そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障

害者権利条約や国内法において、手話が言語であることが明記されたことなどに触れています。

また、手話発祥の地とされる京都において、我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが設立されたことや、京都市も、今日に至るまで、障害者の社会参加に積極的に取り組んできたことに触れています。

そして、京都市は、世界で手話が言語であると位置付けられた今、手話が全ての人の心をつなぎ、豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定めることを明らかにしています。

参考 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

第2条 定義（抜粋）

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

本 則

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

【説明】

本条では、この条例の目的を定めています。その内容は、次のとおりです。

- ① 京都市の責務や、市民の皆様・事業者の方の役割を明らかにすること。
 - ② 手話に関する施策の基本となる事項を定めて、手話に関する施策を総合的・計画的に推進すること。
- ⇒ これらにより、豊かな共生社会の実現する。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

【説明】

本条では、この条例の基本理念を定めています。

この条例は、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念としています。

また、「手話が言語であること」と、「手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を尊重すること」が、手話に対する理解の促進及び手話の普及の大前提であることを明らかにしています。

さらに、ろう者にとって、手話によるコミュニケーションは、より豊かな生活や人間関係を築くために必要不可欠なものであることを示しています。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

【説明】

本条では、本市の責務を定めています。その内容は次のとおりです。

- ① 手話を必要とする方が、安心して生活・滞在することができるように、必要な配慮を行うこと。
- ② 手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- ③ 市民の皆様や事業者の方に対し、第4条から第6条までに定めている役割を果たすために必要な情報及び資料の提供その他の支援を行うこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるとともに、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

【説明】

本条では、市民の皆様の役割を定めています。その内容は次のとおりです。

- ① 手話に関する京都市の施策に協力するよう努めること。
- ② 手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の構築に努めること。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【説明】

本条では、事業者の方の役割を定めています。その内容は次のとおりです。

- ① 手話に関する京都市の施策に協力するように努めること。
- ② 手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めること。

条例（案）の説明は、もう少し続きます。



(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市，市民及び事業者は，もてなしの心を持ち，手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が，安心して滞在することができるよう，必要な施策を実施し，手話への理解のある対応をし，又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【説明】

本条では，国際観光都市であり，世界文化自由都市という理念を持っている京都市の特質を踏まえて，京都市の責務や市民の皆様・事業者の方の役割に関し，京都市を訪れる手話を必要とする観光旅行者や滞在者の方への対応について，確認しています。その内容は次のとおりです。

- ① 手話を必要とする観光旅行者や滞在者の方が，安心して滞在することができるように，必要な施策を実施するよう努めること（京都市の責務）。
- ② 手話への理解のある対応をするよう努めること（市民の役割）。
- ③ 利用しやすいサービスを提供するよう努めること（事業者の役割）。

(施策の推進方針)

第7条 市長は，手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし，推進方針は，市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には，次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする，手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

【説明】

本条では，京都市が，手話に関する施策を総合的・計画的に推進するための方針を定めることとしています。そして，この方針には次に掲げる事項を定めることとしています。

- ・ 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- ・ 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること（手話による情報発信など）。
- ・ コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること（手話によるコミュニケーションを求められた際にそれに対応できる体制や仕組みづくりなど）。
- ・ 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする，手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- ・ その他市長が必要と認める事項

また，この方針は，市長が定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならないこととしています。

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

【説明】

本条では、前条に定める施策の推進方針と施策の実施状況について、手話に最も関係が深いろう者や手話通訳者の方などの意見を聴くための協議の場を設けなければならないこととしています。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

【説明】

本条では、学校における手話の理解の促進等について定めています。

京都市は、学校教育の場において、児童・生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならないこととしています。

また、手話に対する理解の促進に当たり、国や京都府等との緊密な連携を図ることとしています。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

【説明】

本条では、京都市が、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることとしています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例（案）の説明はここまでです。



京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例（案）に関する御意見記入用紙

※ おそれ入りますが、本パンフレットから切り離して御提出ください。



FAX 075-222-3713

京都市会事務局調査課 行

1 条例（案）について
<input type="checkbox"/> 大いに賛同する <input type="checkbox"/> 賛同する <input type="checkbox"/> あまり賛同しない <input type="checkbox"/> 賛同しない
2 題名（条例名）について
3 前文について
4 本則（各条文）について
5 その他条例全般について

任意記入 御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

年 齢	<input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代	性 別	<input type="checkbox"/> 男
	<input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上		<input type="checkbox"/> 女
お住まい等	<input type="checkbox"/> 京都市在住（ 区）		
	<input type="checkbox"/> 京都市通勤・通学（京都市在住を除く。）		
	<input type="checkbox"/> その他		

募集期限：平成28年2月22日（月）（郵送の場合は、同日消印有効とさせていただきます。）

京都市手話がつなく豊かな共生社会を目指す条例(案) に関する御意見の募集要領

■ 募集期間

平成28年1月22日(金)から平成28年2月22日(月)まで(当日消印有効)

■ 提出方法

郵送, FAX, 持参, 電子メール(ホームページ専用フォームを御利用ください。)

様式は自由です。前ページの御意見記入用紙を御利用いただいても結構です。

■ 提出先

郵送・持参の場合：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地(省略可)
京都市会事務局調査課

FAXの場合：075-222-3713

ホームページ：<http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

■ 御意見の取扱い

- いただいた御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する京都市会の考え方を取りまとめ、京都市会のホームページで公表します。また、御意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。
- この御意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取扱い、他の目的に利用することは一切ございません。
- 御提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

■ お問合せ先

京都市会事務局調査課

電話：075-222-3697

多数の皆様からの御意見をお待ちしています！

